構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

大垣市

2. 構造改革特別区域の名称

大垣市ITエキスパート育成特区

3. 構造改革特別区域の範囲

大垣市の全域

4. 構造改革特別区域の特性

大垣市は、岐阜県の南西部に位置し、面積79.75平方キロメートル、人口約15万人の、岐阜県第二の都市である。

本市は、豊富な地下水と東西交通の要衝という地の利を生かし、繊維、化学、電気機械などの製造業の集積を背景として、県下第一の工業都市として発展してきたが、生産拠点の海外移転をはじめ、企業活動のグロ・バル化に伴い、古くから操業してきた紡績工場が閉鎖あるいは縮小を余儀なくされるなど、産業の空洞化が進んでいる。

一方で、我が国における産業構造が、IT(情報通信技術)の発展に伴って、製造業の技術革新が飛躍的に進むとともに、コンピュータ・ソフトウェアや映像・音楽など多様な媒体を統合するマルチメディア、またブロードバンドに代表される高速情報通信などのIT関連産業が、新産業として注目されてきた。

こうした中、本市においては、IT関連産業を次代の基幹産業と位置づけ、岐阜県と連携を図りながら新産業の育成や地域産業の高度化、さらに市民生活にかかわりの深い分野の情報化を目指して、国際的なソフトウェアの研究開発拠点となる「ソフトピアジャパン」を平成8年に整備した。

ソフトピアジャパンは、岐阜県が目指す高度情報基地ぎふ(情場)づくりの戦略拠点であり、情報産業の集積と産学官のグローバルな連携によって生まれる「交流」「連携」により、新たな情報価値を創造し、情報の産業化、産業の情報化、地域の情報化、生活の情報化、それを支える優れた人材の育成により、高度情報社会の形成と市民生活の向上を目指す取り組みを進めている。

IT関連産業の一大集積地を形成するソフトピアジャパンは、ソフトウェアやコンテンツの開発に欠くことのできないIT技術者やクリエータの育成が重要な課題となっている。このため、企業のIT人材のニーズにあった各種研修プログラムを実施する全国マルチメディア専門研修センター(INITS)が設置されたほか、

科学と芸術を融合したメディアアートの創造を図る「高度な表現者」を育成する教育機関として、IAMAS(情報科学芸術大学院大学、岐阜県立国際情報科学芸術アカデミー)が開学している。

本市において岐阜県との連携によりソフトピアジャパン・プロジェクトが進められる中、平成6年度からは、本市を含む西濃地域をモデル地域に、岐阜県との共同事業として、「21世紀型情報都市地域整備構想」を推進してきた。

この構想は、ソフトピアジャパンを核とした情報価値の生産性の高い「21世紀型情報都市地域」の整備を進め、マルチメディアのもつ優れた機能を最大限に生かしながら、安心、便利、快適で活力のある社会をつくるバリアフリー社会の構築と、21世紀の生活を楽しむベターライフ社会を構築し、日本一住みやすい岐阜県づくりを実現しようとするものである。

この構想のもとに、本市では、地域の情報化を推進する拠点施設として、総務省 (旧郵政省)及び岐阜県の「自治体ネットワーク施設整備事業」の補助を受け(平成7年度~9年度)「大垣市情報工房」を整備した。

大垣市情報工房は、光ファイバーなどの情報通信ネットワークを活用して、市役 所や学校をはじめとする公共施設に、行政、教育、福祉、文化など市民生活に関連 する情報を提供する情報受発信機能と、2 1世紀の高度情報社会を担う個性的で独 創性豊かな人材を創出する人材育成機能を有している。

また、平成14年には、高度情報化社会を担う人材育成プロジェクトの一環として大垣市IT学校「IT致道館」を開設し、小学校5~6年生を対象に、プログラムによるロボット制御やホームページ作成などの学習を展開している。このほか、広く一般市民の情報リテラシー向上を目指す、各種のパソコン研修などを開催している。

さらに、平成14年3月には、国における「e-Japan戦略」の推進、「岐阜県IT戦略」の策定などを受け、本市における電子自治体の推進、高速大容量のインターネット環境の整備や市民の情報に対する技術や認識の向上施策を、より一層積極的に推進するため、「大垣市IT戦略計画」及び「IT戦略計画アクションプログラム」を策定した。IT戦略計画では、戦略目標を「つながる・ひろがる・ふかまる 10万人ネットワーク市民によるアクティブ大垣づくり」とし、ネットワーク市民(ネチズン)の創出、行政分野におけるIT活用、コミュニティ分野におけるIT活用、産業分野におけるIT活用施策を推進している。

本市における、これまでの地域情報化への具体的な取り組みは、市民のマルチメディアへの関心や、産業界の新産業に対する関心を一層高くしているものと考えられる。

本市では、工業都市から21世紀における情報都市への質的な転換を図っていく ため、本特区計画の実施により情報社会を先導する人材を育成し、高度情報都市づ くりを進めていくものである。

5. 構造改革特別区域計画の意義

「初級システムアドミニストレータ」や「基本情報技術者」は、情報処理に関する技術者としての「知能・技能」の水準がある程度以上であることを認定する国家 試験のうち、最も基本となる試験として位置づけられている。

これらの試験に合格するためには、コンピュータの基礎知識のほか、著作権などの法律問題まで広い範囲の知識が必要となり、これらを体系的に学習することが求められていることから、本特例措置を活用することは、高度なIT人材に向けた試験合格を目指すきっかけづくりになるものであり、さらには、IT関連企業への就職を目指す学生等が増加することにより、IT関連企業や既存ものづくり産業の活性化により、地域経済の発展を図ることができる。

また、本特区計画により当該規制の特例措置を受けようとする学校法人岐阜経済 大学は、講座開講による高度なIT人材の育成を通じて、地域における高等教育機 関の役割を高め、本市のまちづくりに貢献するものである。

6. 構造改革特別区域計画の目標

今回、構造改革特別区域計画の認定を受け実施する「大垣市ITエキスパート育成特区」は、「初級システムアドミニストレータ」や「基本情報技術者」の国家試験合格を目指すきっかけづくりとなり、学生の就職支援や社会人のキャリアアップを促すこととなり、本市におけるIT人材の層を厚くするものである。

岐阜県においては、「スイートバレー・情場形成特区」の認定を受け、ソフトピアジャパンにおけるIT技術者の集積を5,000人規模とする取り組みを進めており、本特区計画の実施によるITスキルの高い人材の充実は、ソフトピアジャパンをはじめ企業における人材確保を容易なものとし、企業内でのITを活用した先端技術の研究・開発を推し進めるものである。

これら企業活動の活性化は、本市における地域経済全体への波及効果をもたらし、 経済活動の底上げにつながるものである。

さらに、本市におけるIT人材の層を厚くすることは、マルチメディアの持つ優れた機能を最大限に生かすことができる市民による、「10万人ネットワーク市民の創出によるアクティブ大垣づくり」を進めるものである。

これらの取り組みにより、IT関連産業を次代の主要産業と位置づける本市の産業振興を図るとともに、ITを活用した市民生活の向上により、本市が進める先端的な高度情報都市づくりをより一層進めるものである。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本市が今後も飛躍し、発展し続けるためには、地域経済の活性化が重要な要素であるとともに、本市に暮らす市民、企業にとって、魅力ある地域である必要がある。

本特例措置の導入は、企業へのIT人材の供給を容易なものとし、IT活用による企業活動の活性化・効率化に寄与するほか、地域におけるITスキルの高い人材の充実を図るものである。

市民生活においては、今後も「安心」「便利」「快適」なバリアフリー社会と21世紀の生活を楽しむベターライフ社会の構築に向けて、生活の様々な分野でITの利活用が進むものと考えられる。

このような中、ITを活用できる人材は、自らがITを活用して生活の質的向上を図り、10万人ネットワーク市民によるアクティブ大垣づくりの先駆者として、本市の進める情報都市づくりの一役を担うことを期待するものである。

また、本特例措置の適用を受けて講座を開設する岐阜経済大学は、地域社会の発展に貢献することを目指し、平成15年4月には本市と地域経済の持続的な発展と地域社会を担う優れた人材の育成を目指す協定を交わしている。このため、本特区計画の実施は、地方自治体と地域の大学が連携して、地域の発展及び人材育成に取り組む事業として、今後における本市のまちづくりの重要な手法となるものである。

8.特定事業の名称

- 1131 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を 免除する講座開設事業
- 1 1 3 2 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設 事業
- 9 .構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

本市においては、大垣市IT戦略計画の目標とする「つながる・ひろがる・ふかまる 10万人ネットワーク市民によるアクティブ大垣づくり」の実現に向けて、 ネットワーク市民(ネチズン)創出、 行政分野におけるIT活用(e・ガバメント) コミュニティ分野におけるIT活用(e・コミュニティ) 産業分野におけるIT活用(e・インダストリー)の4つの施策分野の各種事業を推進するほか、本特区計画を活用してさらなるスキルアップを図ろうとする人材の活躍により、高度情報都市・大垣の実現を目指すものである。

1 特定事業の名称

番号 1131

名称 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

学校法人岐阜経済大学

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画 初級システムアドミニストレータ講座 別添資料1のとおり

(2) 修了認定の基準

当該認定に係る講座の7割以上の出席率をもって履修後、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準点に達すること。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験は2回実施し、実施日は独立行政法人情報処理推進機構が定める日とする。

修了認定に係る試験会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者の施設とする。

試験問題は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。また、試験結果については、独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。

修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する

情報処理システムの活用に関する共通的知識を免除するものである。

このことから、当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等、全てにおいて厳格性が求められるものである。

したがって、 公平性の確保、 資格取得にふさわしい資質と能力の確保、が 何よりも優先されるものである。

また、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等の要件が満たされえているものであるかを、経済産業大臣に協議するものである。

1 特定区域の名称

番号 1132

名称 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の適用を受けようとする者

学校法人岐阜経済大学

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画 基本情報技術者講座 別添資料2のとおり

(4) 修了認定の基準

当該認定に係る講座の7割以上の出席率をもって履修後、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準点に達すること。

(5) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験は2回実施し、実施日は独立行政法人情報処理推進 機構が定める日とする。

修了認定に係る試験会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者の施設とする。

試験問題は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。また、試験結果については、独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。

修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システ

ムの開発に関する共通的知識を免除するものである。

このことから、当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等、全てにおいて厳格性が求められるものである。

したがって、 公平性の確保、 資格取得にふさわしい資質と能力の確保、が 何よりも優先されるものである。

また、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等の要件が満たされえているものであるかを、経済産業大臣に協議するものである。